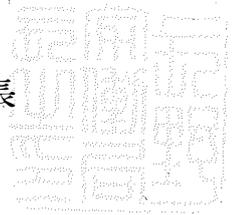


長野労発安 0117 第 1 号
令和 4 年 1 月 17 日

一般社団法人 長野県経営者協会長 殿

長野労働局長



令和 4 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の
就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の適正な就職・採用活動の実施については、格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年度の大学等卒業予定者の就職・採用活動に当たりましては、関係府省、大学等において議論を行い、企業等においては、令和 3 年 3 月 30 日に政府（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の局長級等で構成される関係省庁連絡会議）から経済団体等に対する「2022 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（別添 1）（以下「要請」という。）、大学等においては同年 3 月 17 日に「令和 4 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（別添 2）（以下「申合せ」という。）により、令和 3 年度と同様、広報活動は卒業・修了年度の直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始することを求めているところです。

上記を踏まえ、厚生労働省としては、令和 4 年度の大学等卒業予定者の適正な就職・採用活動が行われるよう、採用維持・促進、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、長野労働局及び管内公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の就職・採用活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について格別のご協力をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知くださいますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和3年度と同様、令和4年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

令和4年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和4年4月1日以降に展示・公開することとします。

これに伴い、当該求人申込みの受理開始は令和4年2月1日以降とします。また、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等対して理解の促進を図ります。

同年度の大学卒業予定者が同年5月31日以前にハローワークの職業紹介を経ずにハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）した場合についても同様とします。

(2) 求人情報、ガイドブック等の作成について

大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和4年4月1日以降とします。

(3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

長野労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。なお、開催に当たっては新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底するとともに、令和4年度の大学等卒業予定者のニーズに応じて積極的にオンラインを活用するものとします。

(4) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

要請及び申合せは、令和4年度専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとすることとします。

2 公平・公正な採用の確保等

長野労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正で透明な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図ってまいります。

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ② 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること

- ③ 公正な採用選考を行うこと
- ④ 採用内定取消し及び入職時期繰下げを把握した場合、当該事態を極力回避するよう事業主に対して強く指導等を行うとともに、当該内定取消等し等の対象となった者への支援を行うよう事業主の理解を促すこと
また、採用内定者の自由な意思決定を妨げるような内定辞退の勧奨は違法な権利侵害に当たるおそれがあることから必要な指導を行うこと
- ⑤ 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋季採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること
- ⑥ 大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること